# 大学が独自に設定する科目

### ■全免許状

## 教育学部 教育学科

免許法施行規則に定める科		本学で開設する科目		修得単位				
科目	単位	科目	単位	幼1	小1 小2 幼2	中1 中2	高1	備 考
大学が独自に設定する科目	幼1 14 幼2 2 小1 2 小2 2 中1 4 中2 4 高1 12	<ul> <li>○全人教育論</li> <li>○教育学概論</li> <li>教育インターンシップA</li> <li>教育インターンシップC</li> <li>教育インターンシップD</li> <li>精神保健</li> <li>生命と性の教育</li> <li>異文化理解と教育</li> <li>教職演習A</li> <li>教職演習B</li> <li>生涯学習概論</li> <li>道徳教育の理論と方法</li> <li>現代社会の教育課題</li> <li>運動部活動の指導法</li> <li>教育インターンシップ(幼)A</li> <li>教育インターンシップ(幼)C</li> <li>教育インターンシップ(幼)D</li> </ul>	2 2 2 1 1 2 2 2 2 2 2 1 1 1	14	2	4	12	小学校・中学校・ 高等学校のみ 小学校・中学校・ 高等学校のみ 幼稚園・ 高等学校のみ 小学校・中学校・ 高等学校のみ 保健体育のみ 分種園のみ
免許状取得に必要な単位数			14	2	4	12		

#### ○印は必修科目

「大学が独自に設定する科目」には上記の他に、「教科及び教科の指導法に関する科目」(幼稚園は、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」)「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位を充てることができます。

# 免許法施行規則第66条の6に定める科目

### ■全免許状

## 教育学部 教育学科

免許法施行規則に定める科目				
科 目	単位			
日本国憲法	2			
体育	2			
外国語コミュニケーション	2			
情報機器の操作	2			
	8			

本学で開設する科目	修得単位	備考			
科目	単位	修行半位	1		
○日本国憲法	2	2			
○健康教育	1	2			
○体育	1	۷			
ELF 101	4				
ELF 102	4				
ELF 201	4	4	*1		
ELF 202	4				
ELF 301	4		J		
○情報科学入門		2			
免許状取得に必要な単位数	10				

○印は必修科目

「免許法施行規則第66条の6に定める科目」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」に充てることはできません。

※① 「外国語コミュニケーション」(上記表の免許法施行規則に定める科目)は、左記 5 科目より 1 科目以上を修得すること。